七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例新旧対照表（附則第４条関係）

改　正　前	改　正　後
第１条～第１３条（略）	第１条～第１３条（略）
（秘密保持義務）	（秘密保持義務）
第１４条（略）	第１４条（略）
２（略）	２（略）
３　七飯町個人情報保護条例（平成１２年条例第１５号）第７条から第９条まで、第１１条（第３項ただし書を除く。）及び第１３条の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「個人情報」とあるのは「個人情報（公の施設の管理に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。	
第１５条（略）	第１５条（略）
附　則	附　則
（略）	（略）